事故発生の防止のための指針

社会福祉法人桃源堂福祉会 特別養護老人ホームちぎり

1. 施設における介護事故防止に関する基本的な考え方

当施設は、安全で質の高い介護サービスを提供するために、サービスの質の向上、職員の健康管理、事故防止に努め、計画的に事故防止に向けた取り組みを行う。事故が発生した場合には、職員が速やかに適切な対応が行えるよう、また事故を未然に防ぐために必要な研修や知識の習得に努める。

- 2. 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項
- (1) 原因分析・課題抽出・仕組みづくり
 - ・介護事故防止に関する委員会(以下事故対策委員会)を設置し、対策や情報の共有 化を図るとともに、事故防止策を講じる為の仕組み・システムを作る。
- (2)委員会の構成
 - ・介護事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討する委員会であり、介護職員、 介護支援専門員、看護職員、生活相談員、栄養士、機能訓練指導員、厨房職員及び 施設長が指名する職員で構成し月1回の定例会及び必要に応じて臨時委員会を開 催する。
- (3) 委員会の責務及び役割分担
 - ・介護自己発生時の対応に関すること
 - ・事故報告書、ヒヤリ・ハット報告書の集計・分析及び改善策に関すること
 - ・介護事故防止の改善策及び周知徹底に関すること
 - ・介護事故防止のための職員研修に関すること
- 3. 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針
- (1) リスクへの気づきを高める職員教育や事故防止について
 - ・事故発生防止の知識の習得や、安全管理の徹底を図るため、職員採用時に研修を 行うとともに、年2回の職員研修を実施する。
- 4. 施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合(ヒヤリ・ハット事例)及び現状を放置しておくと介護事故に結びつく可能性が高いものの報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針

(1) 事故報告書

- ・発生した事故は「事故報告書」を作成し把握する。
- ・事故の日時、場所、状況、事故後にとった処置、考えられる事故原因、検討した 再発防止策を記載し、事故報告書の様式に従い報告する。
- ・事故対策委員会において、報告された事例を集計・分析する。
- ・報告された事例及び分析結果を職員へ周知徹底する。
- (2) ヒヤリ・ハット報告書
 - ・事故のみならず、事故に至らない「ヒヤリ」とした体験、「ハッ」とした体験を 「ヒヤリ・ハット報告書」にて報告する。
 - ・上記の内容には日時、場所、状況、原因等、分析を行う為の情報を記載する。
- (3) 記録の際の留意点
 - ・個人情報の保護、記録の保管等に関しては細心の注意を行う。
 - ・記録儀式について定期的に見直しを行い必要に応じて改善する。
- 5. 介護事故等発生時の対応に関する基本方針
- (1) 入所者への対応・事故処理
 - ・事故が発生した場合、入所者に対して必要な処置を講じる等、迅速かつ適切な事 故対応を行う。また、事故の状況及び処置については記録し損害賠償の責を負う 必要がある場合は、速やかに応じるものとする。
- (2) ご家族等に対する連絡・説明
 - ・ご家族様に対しては、あらかじめ指定された緊急連絡先に沿って速やかに連絡を 行う。また、事故の発生状況については適切な説明が迅速に行えるよう努める。
- (3) その他の連絡・報告について
 - ・「介護保険事業者における事故発生時の報告取り扱い要領」に従い行政への連絡・ 報告を行う。
- 6. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
 - ・本指針は入所者及びご家族の求めに応じ施設内にて閲覧できるようにするととも に、ホームページ上でも公表し閲覧できるようにする。
- 7. その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針
 - ・事故要因分析と再発防止策の検討を積極的に行う。
 - ・苦情・相談体制を活用し、入所者の声をサービスの改善に活かす。

附則 令和3年4月1日制定 令和6年4月1日改定